小学校4・5・6年生向き

めぐろくこどもじょうれい

目黒区子ども条例

**子どもたちが元気に過ごすことのできる
まちをめざして**

あなたは、世界にたった一人の大切な人です。だから、自分の気持ちを大切にしながら、いきいきと育ってほしいとまちの人たちみんなが願っています。

そこで、目黒区では「子どもの権利」を大切にし、大人が協力して、未来をつくる子どもたちを応援していくために、平成17年12月に、「目黒区子ども条例」という区の決まりをつくりました。

「子どもの権利」ってなに？

子どもが保護者から大切に育てられ、学んだり遊んだりできることや、病気のときはお医者さんにみてもらえること、暴力や差別から大人に守ってもらうこと、また、自由に考えたり意見を述べたりできることなど、子どもが成長するために必要なことを「子どもの権利」といいます。

これは、世界中の子どもたちが幸せに暮らせるように、世界の国々が約束した「子どもの権利条約」（正式には「児童の権利に関する条約」といいます）のなかで決められています。

※このパンフレットは、小学校4・5・6年生向けに目黒区子ども条例の内容をわかりやすく表現したものです。条例の本文は目黒区ホームページ（http://www.city.meguro.tokyo.jp）などでご覧になれます。

目黒区

子どもの権利を大切にして、子どもがいきいき育つまち

●この条例で「子ども」とは、目黒区に住んだり、目黒区で学んだり、遊んだり、働いたりするまだ18歳にならない人のことをいいます。

子どもにできることはほかにもあるよね。
友だちといっしょに考えてみよう。

子育てを支えるまち

子どもは、保護者から愛情をもって育てられ、成長していく権利があります

おとなの役割

○保護者は、子どもに最も身近な人として、子どもの気持ちをわかってあげるように努力します。
○大人は、保護者が安心して子育てができるよう、子育て家庭をみんなで応援していく努力をします。

子どもにできることは何だろう？

●自分のことやほかの人のことを大切にしよう。
●生まれたばかりの赤ちゃんにも一人の人間としての権利があります。小さい子どもにやさしくしよう。

子どもが参加できるまち

子どもは、自分に関係のあることに意見を言ったり、いろいろな活動に参加する権利があります

おとなの役割

○大人は、子どもの意見をきちんときいて、その子どもの年齢や成長にあわせて対話をしたり、アドバイスをするように努力します。
○大人は、スポーツや文化活動など、地域で子どもがいろいろなことに参加できる機会をつくるように努力します。

子どもにできることは何だろう？

●まちを暮らしやすくするために、自分が感じたことや考えたことをまわりの人に話してみよう。
●地域や学校の活動に積極的にチャレンジしてみよう。

子どもが安心できるまち

子どもは、差別や暴力を受けずに、命が守られ、安心して生きる権利があります

◆だれであっても、虐待やいじめをしてはいけません。

おとなの役割

○大人は、みんなで協力して、子どもを事件や暴力から守るなど、子どもが安心して生活できるまちをつくるように努力します。

子どもにできることは何だろう？

●友だちをいじめたり、仲間はずれにしたりしません。
●困ったときやつらいときは、友だちやおうちの人、学校の先生に相談していいんだよ。一人でなやまず、話をしよう。

子ども一人ひとりのことを大切にするまち

子どもは、自分らしさを大切にされながら育つ権利があります

おとなの役割

○大人は、子どもの身近な場所に、安全に安心して過ごすことができ、楽しく遊んだり学んだりできる「居場所」をつくるように努力します。

子どもにできることは何だろう？

●自分には自分の、人には人の、その人らしさがあることを大切にしよう。
●遊びも勉強もおうちのお手伝いも、自分らしさを大切にしながらがんばってみよう。

保護者の方へ：子どもがいきいき育つために大切なことは何か、またそのためにどうすればいいのかなどについて、子どもといっしょに話し合ってみましょう。

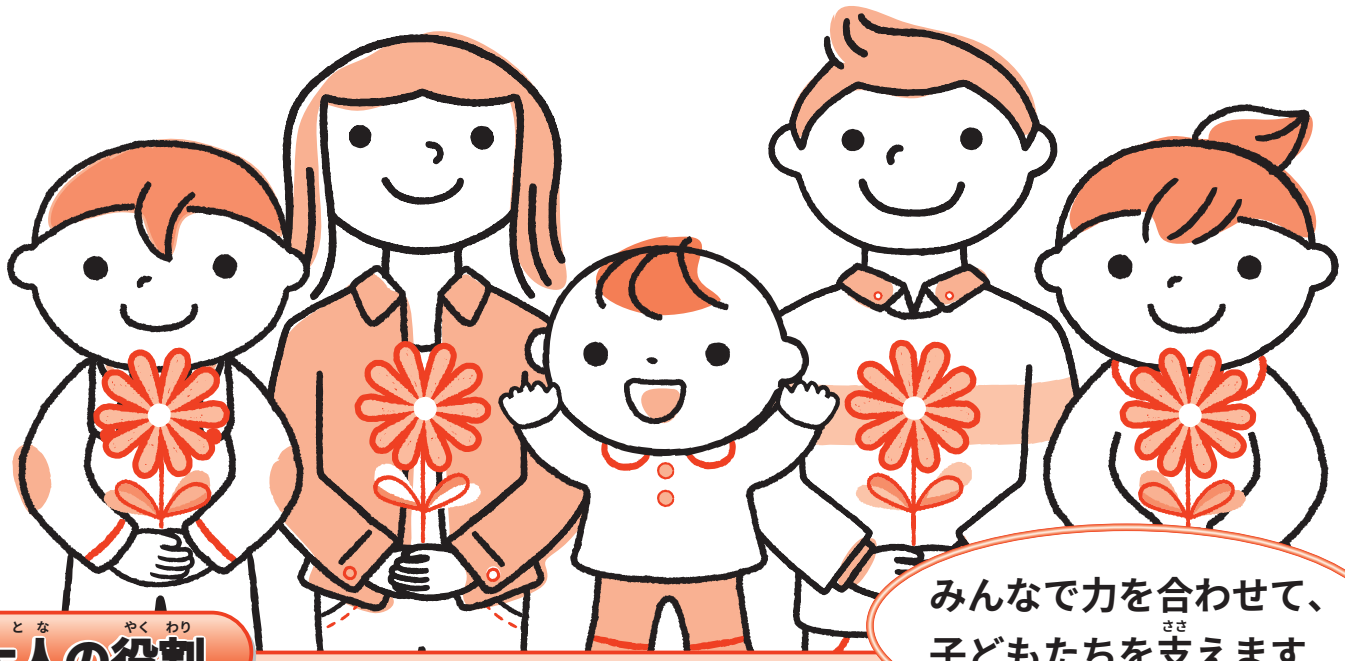

みんなで力を合わせて、
子どもたちを支えます

大人の役割

保護者

子育てに第一の責任をもって、子どもの年齢や成長にあわせて子どもをはげまし、助けながら、育てていきます。

まちの人たち

まちの行事や活動などをとおして子どもとのふれあいを大切にします。
また、保護者の子育てを応援します。

目黒区、学校、児童館など

子どもが自分からすすんで学んだり、遊んだりできるように、子どもを応援します。

区の役割

- 子どもが元気に過ごすことのできるまちづくりをすすめるために計画をつくります。
- 大人にも子どもにも、子どもの権利の大切さを知らせていきます。
- 区の仕事や行事を行うときに、子どもの意見をきくように努めます。
- 区の施設を使って、子どもが遊べる場所をひろげていきます。
- 子どもからの相談を受けるなど、子どもを守る仕組みをつくります。

平成18年2月　発　行：目黒区
編　集：目黒区子育て支援部子ども政策課　〒153-8573 東京都目黒区上目黒2−19−15　電話 03（3715）1111

PRINTED WITH SOY INK R100
古紙配合率100%再生紙を使用しています
石油系溶剤を含まないインキを使用しています